

○近畿地方整備局告示第122号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成24年 5月28日

近畿地方整備局長 上総 周平

第1 起業者の名称 和歌山県

第2 事業の種類 一般国道169号改築工事（和歌山県東牟婁郡北山村竹原字東ノ本地内から同村竹原字上ミ地地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 わかやま ひがしむろ きたやま たけはら ひがしのもと かみじ
和歌山県東牟婁郡北山村竹原字東ノ本及び字上ミ地地内

2 使用の部分 わかやま ひがしむろ きたやま たけはら ひがしのもと かみじ
和歌山県東牟婁郡北山村竹原字東ノ本及び字上ミ地地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県東牟婁郡北山村七色字奥森地内から同村竹原字上ミ地地内までの延長1,294mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道169号改築工事」（以下「本件事業」と

いう。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第3項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び和歌山県内に存することから、道路法第13条第1項の規定により和歌山県が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

また、本件事業は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された吉野熊野国立公園における国立公園事業としても位置づけられているところ、環境大臣の同意を得ているものである。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道169号（以下「本路線」という。）は、奈良県奈良市内の一般国道369号との接続点を起点に、吉野郡下北山村、三重県熊野市、和歌山県東牟婁郡北山村などを経て、新宮市内の一般国道42号との接続点を終点とする総延長約188kmの路線であり、紀伊半島の内陸部を南北に縦貫する主要幹線道路である。

本路線は、奈良県の吉野地域と三重県及び和歌山県の熊野地域を連絡し地域連携を図る役割を担う道路であるとともに、吉野熊野国立公園内を通過する道路であるなど、観光においても重要な役割を担う道路である。

和歌山県内における本路線は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき和歌山県防災会議が策定した和歌山県地域防災計画において、一般国道168号との重複区間においては第一次緊急輸送道路に、三重県境から途中奈良県十津川村内を通過して一般国道168号との接続点までは第二次緊急輸送道路にそれぞれ指定されており、災害発生時において緊急輸送活動を担う重要な路線にも位置づけられている。また、本路線は、鉄道施設の存在しない北山村内における唯一の幹線道路であることから、村営バスの運行経路であるなど住民の日常生活はもとより、熊野地域のへき地医療を支える拠点的な役割を果たしている新宮市立医療センターへのアクセス道路として住民生活にとって重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、山地が一級河川新宮川水系北山川に迫る狭隘な段丘崖部を通過しているため、車道部の最小幅員が3.7mであり、現道の約8割の区間の車道部幅員が6.5mに満たない狭小な道路であることに加え、曲線半径が60m未満の線形不良箇所が5箇所存在することから車両の離合が困難であるなど車両の安全かつ円滑な通行に支障を来しており、主要幹線道路としての機能が損なわれている。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良好な2車線道路が整備されることから、車両の安全かつ円滑な通行が確保され、主要幹線道路としての機能の向上が図られるものと認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者が行った調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保

護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を図ることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第4級の規格に基づき、現道拡幅方式により2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、著しい屈曲部を除き概ね現道拡幅方式により整備する案（以下「申請案」という。）のほか、起終点部を除き概ねトンネル方式により整備する案及び線形を考慮して現道拡幅方式とバイパス方式を併用して整備する案の3案について検討が行われている。

申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、現道を有効に利用することから地域の土地利用に及ぼす影響が小さいこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、主要幹線道路であるにもかかわらず、幅員が狭小で線形不良箇所が存在することにより車両の安全かつ円滑

な通行に支障をきたしていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、和歌山県町村会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県東牟婁郡北山村役場